

ボランティア・市民活動センターだより

令和3年度「福祉ボランティア活動応援資金」払出先の募集

「福祉ボランティア活動応援資金」では、区内でボランティア活動をおこなう団体を対象に、払出先を募集します。受付期間、申込申請につきましては次のとおりです。

- 対象** 大阪市旭区内で福祉ボランティア活動をおこなっているグループ(5人以上で構成されていること)
※福祉ボランティア活動とは、地域や福祉施設でおこなわれる、主に高齢者・障がい者・児童を対象とした自発的な市民活動をいいます。
- 受付期間** 令和3年4月1日(木)～4月15日(木)必着
- 申込方法** 払出申請書を旭区社会福祉協議会(旭区ボランティア・市民活動センター)までご提出ください。(申請書は窓口に設置、ホームページにてデータを掲載します。)
- 活動内容** 普及・啓発活動、ボランティアの養成・研修など
- 対象経費** 継続的に福祉ボランティア活動を推進するために必要なグループの活動費・運営費など
(例:活動に必要な資機材・備品などの購入)
- 払出金額** 4万円以内 ※福祉ボランティア活動応援資金は、3年まで連続して受けることが可能です。4年目は申請できませんが、その翌年は申請できます。



ボランティアグループ紹介

Vol.4

こと 箏はじめの会

箏はじめの会は、伝統芸能の普及と障がい者の社会参加をめざし、視覚に障がいのある箏・三弦の名手の竹内一氏の活動を支援しています。

学校や施設で演奏活動をしたり、年に1回、コンサートを開催しています。箏はじめの会のメンバーとしていっしょに活動しませんか?



情勢をみながら今年もコンサートを開催したいと思っています!

問合せ 旭区社会福祉協議会 ☎ 06-6957-2200

令和3年度 ボランティア保険加入のご案内

大阪市社会福祉協議会が取り扱っている令和2年度ボランティア活動保険の有効期限が、令和3年3月31日で終了します。令和3年4月1日よりボランティア活動をされる方は、令和3年3月中旬～末までに旭区社会福祉協議会(旭区ボランティア・市民活動センター)までお申込みください。なお、4月以降も随時受け付けておりますが、保険適用期間は申込日の翌日から令和4年3月31日までとなります。

善意銀行だより

善意銀行では、ご寄附いただいた金品を、社会福祉活動・事業充実のために、有効に活用させていただいております。皆さまの温かいご協力をいただきますよう、お願いします。

令和2年10月～令和2年12月までの間、次の方からご寄附いただきました。

大阪東部ヤクルト販売株式会社
千成ヤクルト販売株式会社
生江一東振興町会
株式会社 丸徳モータース
丸野 鈴子



(預託順・敬称略)

会員(賛助)募集

皆さまからの会費を大切に活用しています。

旭区社会福祉協議会では、明るい住みよいまちづくりを進め、地域福祉の充実を図るために、さまざまな事業をおこなっています。

その財源は、市からの交付金のほか、共同募金の配分金、会員の皆様からの会費収入及び善意の寄付等で成り立っています。ぜひ、皆さまのお力添えをいただき、ひとりでも多くの皆さまや企業・各種団体の方々にご入会いただきますようお願いいたします。

会費収入による主な事業 ●ふれあい広場 ●広報紙発行 ●車いす貸出事業 など

賛助会員会費

- ・個人会費 1口 1,000円
- ・団体会費 1口 10,000円

※口数に制限はありません。
賛助会費は所得税や法人税の優遇措置が受けられます。

問合せ 旭区社会福祉協議会事務局 ☎ 06-6957-2200